

各サービス事業者における

食事提供について

無料提供の宣伝(利益供与)や加算を中心に

自分のペースで、楽しく働ける場所を
見つけませんか？

就労継続支援B型事業所「かんさ」



おいしい昼食が
毎日「無料」！



1日来たら、
800 円支給!!

利用者 募集中

問合せ：075-XXX-XXXX（受付時間：平日 9:00～17:00）



このような昼食無料等を記載した利用者募集のチラシやWEBページが散見されますが、
昼食無料等を謳い利用者を募集するのは禁止されています。

(参考)

[「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」\(令和7年11月28日\)](#)
を参照ください。

不適切な募集方法について

ガイドラインでは、下記の募集方法は不適切であり、指定基準違反である可能性があります。

- 金品や物品の提供を謳った募集になっているもの

例: 商品券や生産活動に関係ない電子機器等を利用者に配付する

- 交通費や昼食費の一律的な提供を謳った募集になっているもの

例: 交通費や昼食費を無料と謳い、障害者の意思決定を歪めるような利用者誘因行為を行っている

- 実際には従事できる時間や機会が極端に少ないにも関わらず、パンフレットやホームページ等で当該事業所を利用すれば、その生産活動に常時取り組めると誤解を与えるもの

- 高賃金、高工賃を支払える生産活動を確保していないにもかかわらず、高賃金・高工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの

例:パンフレットやホームページ等で「1日来たら〇〇円」と謳い、利用者を誘因する。

利益供与の禁止(基準第 38 条) ※他サービスについても、当該規定を準用

① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。

② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

③ 障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を指定居宅介護事業者は行ってはならない。また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。なお、当該規定の「紹介」とは、指定障害福祉サービス事業者と利用者又はその家族を引き合わせることであり、

- ・指定障害福祉サービス事業者の利用者等の情報を伝え、利用者等 への接触の機会を与えること、
- ・利用者等に指定障害福祉サービス事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、指定障害福祉サービス事業者と引き合わせること 等も含まれるものである。

また、利益供与等は、契約書上の名目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものである。

例えば、指定障害福祉サービス事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定障害福祉サービス事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考えられるが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場合においては、当該規定に違反すると考えられる。

※③(赤枠部分)は令和7年3月31日新設

利益供与の禁止（基準第 148 条（準用38条））

③の具体例として、

「事業者が、紹介者に、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」

「紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」

「事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」

「障害福祉サービスの利用前後に、利用者に祝い金を授与すること」

「利用者の就職を斡旋した事業所に対し、金品の授与を行うこと」 など

また、「利益供与等は、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものである。」とされています。

食事提供体制加算について

生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等

低所得者等であって、個別支援計画等に食事の提供を行うこととなっている利用者に対し、各事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等各事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているとして、京都市長に届け出た当該事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI($\text{BMI} = \text{体重}(\text{kg}) / \text{身長}(\text{m})^2$)をおおむね6月に1回記録していること。

食事提供体制加算の要件

生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

● 事業所・施設内の調理室を使用して調理し、提供する場合

- ア 原則、管理栄養士等を事業所に配置（雇用）し、献立の作成や内容確認等を行うこと。
- イ 同一法人内で複数事業所がある場合は、法人内に1名管理栄養士等を雇用し、その管理栄養士等が、各事業所の献立の作成や内容確認等を行うことは可能とする。
- ウ 各都道府県の栄養士会が設置する栄養ケア・ステーションへ個別に相談し、献立の内容確認を行うことも可能とする（ただし、相談等については有料となるため留意）。

※ 京都府栄養士会が運営する[栄養ケア・ステーション](#)への相談等については、リンクの問合せ先に連絡ください。

● 外部業者と委託契約を締結し、施設外で調理されたものを提供する場合

- ア 委託業者において、献立の作成や内容確認を管理栄養士等が行っていること。

詳しくは、[本市の取扱い](#)を確認ください。

食事提供体制加算の要件

生活介護、短期入所、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の○割」などといったように記載すること。摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

食事提供体制加算の要件

生活介護、短期入所、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等

(3) 利用者ごとの体重又はBMI($\text{BMI} = \text{体重}(\text{kg}) / \text{身長}(\text{m})^2$)をおおむね6月に1回記録していること。

おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。

身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重又はBMIを把握せずとも要件を満たすこととして、差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

なお、体重等は個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

食事提供体制加算の要件

生活介護、短期入所、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型等

原則として、当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

また、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

最後に

- 利用者募集に際して、禁止事項に該当する方法で募集を行っている事業所は、すぐに改善してください。
- 利益供与は、禁止されています。
- 食事提供体制加算について、届出を行い、要件を満たしたうえで、請求するようにお願いします。



この動画公開以降、改善されていない事業所を確認した場合、この集団指導の動画を視聴していないと、こちらは捉えかねません。